

裁 判 所	広島地方裁判所
事 件 番 号	令和6年(ワ)第1009号
事 件 名	国家賠償請求事件
判決年月日	令和7年3月14日
判 示 事 項	<p>1 宿舎の被貸与者が、国家公務員宿舎法18条1項本文所定の明渡期限の最終日が管理人の休日に当たっていたことを理由として同期限を超えて宿舎を占有していた場合において、当該宿舎の維持管理機関の承認を得ていない以上、当該占有は違法な占有であるため、国が同法18条3項及び同法施行令16条に基づき、当該被貸与者に対して宿舎使用料の3倍の損害賠償金を賦課したことにつき、国家賠償法上の違法は認められないとされた事例</p> <p>2 財務大臣等が、宿舎の明渡期限の最終日に国の都合で明渡しができないことにより、被貸与者が不可避免的に同期限を超えて占有を続けた場合に、国家公務員宿舎法18条1項ただし書の「相当の事由」に該当するものとして明渡期限を延長する制度を整備する義務があるということとはできないため、当該制度を整備しないことにつき、国家賠償法上の違法は認められないとされた事例</p>
判 決 要 旨	<略>
事案の概要	<p>Xは、元国家公務員であり、年度末の令和5年3月31日に退職した者である。Xは、宿舎（以下「本件宿舎」という。）の貸与を受けていたため、退職に伴い国家公務員宿舎法（以下「宿舎法」という。）18条1項本文により、本件宿舎を同年4月20日までに明け渡すこととなった。しかし、当該明渡期限の最終日が本件宿舎の管理人の休日であり明渡時の確認ができなかったため、Xは翌21日に本件宿舎を明け渡した。なお、管理人の休日は事前に被貸与者に広く周知されており、Xも当該明渡期限の2か月以上前の時点で、当該明渡期限の最終日に管理人から休日であるため明渡時の確認ができないことを知らされていた。</p> <p>本件宿舎を管理している財務省B財務局C事務所は、Xに対し、宿舎法18条3項に基づき、明渡期限を徒過した1日分の宿舎使用料の3倍の額を納入するよう告知し、Xは同額を納入した。</p> <p>本件は、Xが、本件宿舎を明け渡すにあたって、管理人の都合で宿舎法18条1項本文所定の期間内に明渡しができなかったにもかかわらず、宿舎法18条3項、国家公務員宿舎法施行令16条により、国がXに対して宿舎使用料の3倍の損害賠償金を賦課したことが違法であること、及び財務大臣等が宿舎の明渡期限の最終日に国の都合で明渡しが遅れることにより、被貸与者が不可避免的に期限を超えて占有を続けた場合に「相当の事由」（宿舎法18条1項ただし書）に該当するものとして明渡期限を延長する制度を整備しないことが違法であると主張して、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	71巻9号